

2012年6月2日
国連大学における子ども商業的性的搾取に関するセミナー
シルヴィア・スウェーデン王妃陛下のスピーチ

挨拶

1996年8月に行われた第1回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議において、わたくしは名誉総裁を務める栄誉を得ました。この会議はストックホルムで開催され、日本国政府をはじめ122カ国の代表が一堂に会しました。この会議は、子どもポルノ、性的目的の子どもの人身売買、子ども買春ツーリズムに特定して焦点を当てた世界的な催しとしては初めてのものでした。以来わたくしは、子どもポルノのみならず、子ども買春ツーリズムと性的目的の未成年者の人身売買という、密接な関係し合う3つの犯罪分野に関して、その後の動向に注視してきました。2001年12月には、日本国政府がこの問題に関する第2回目の世界会議を横浜で開催の労を取られ、2008年にはブラジルのリオデジャネイロで第3回世界会議が開催されました。

ストックホルムでの世界会議以来、世界は、インターネットを含む新たなテクノロジーの分野において、良くも悪くも大きな発展を経験してきました。こうしたテクノロジーの悪用は、子どもの商業的性的搾取と闘う上で、ますます恐るべき障害となりつつあります。かつて子どもポルノ描写物は、郵送または手渡しでなければ入手できませんでしたが、今では世界中の何千人もの受信者に数秒のうちに送信できるようになりました。もしわが子が消息不明になり、その子の姿を再び目にするのが、インターネット上で性的に搾取されている場面だとしたら、私たちはどのように感じるでしょうか？そしてその画像を削除できる可能性が決してないとしたら。このような画像の一つ一つが、罪のない子どもたちへの重大な人権侵害を表しています。インターネット上の子どもの性的搾取を記録した描写物の数は、何百万にも上ります。インターネット上の子どもポルノに関する活動の大部分は営利目的ですから、効果的に規制する方法の一つは、その収益性と闘うことです。インターポール（国際刑事警察機構）と各国の警察が子どもポルノ阻止に向けて懸命に努力していることは認識しています。しかしインターネットサービス業界も、そのような描写物に対する取組に責任を負っています。このような背景から、現在、数カ国のインターネットサービスプロバイダー（IPS）が商業的な子どもポルノのウェブサイトへのアクセスのブロッキングを行い、この方法で子どもポルノの背後にある犯罪組織の収入減に寄与していることを、わたくしは大変嬉しく思います。こうしたブロッキングの結果、スウェーデンだけでも一日あたり5万件もの子どもポルノサイトへのアクセスが未然に阻止されました。消費需要を減らすことは子どもの犠牲者の数を減らすこととなります。したがって、わたくしは他の国々もこの事例に倣うことを歓迎します。

子どもの商業的性的搾取では、その犯罪の性質から、犠牲者が見えにくくなっています。売春宿やホテルの部屋といった人目につかないところ、路上の車やトラックの中、国境付近、マッサージサロンの二階やバー、ひいては民家においてさえ、性的搾取の対象となる子どもたちは一般の目の届かないところに隠され、都合よく搾取され、加害者が守られるようになっています。それゆえ犠牲者の正確な数を把握することは不可能です。しかし、世界中の搾取する側の性的欲望と金銭欲を満た

すため、毎年少なくとも百万人の子どもたちが犠牲になっているのです。この数字から計算すると、1日あたり3千人、1時間毎に125人の子どもが新たな犠牲者となっていることとなります。

国連の児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の第二条（C）では児童ポルノは「現実の若しくは擬似のあからさまな性的な行為を行う児童のあらゆる表現（手段のいかんを問わない。）又は主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現をいう。」と定義されています。この定義では18歳未満の子どもに対する性的犯罪の記録物が全て含まれているだけでなく、子どもが性的に搾取される様子を描写する漫画なども事実上含まれます。

日本の国会では、子どもポルノの単純所持を違法化するかどうかについて議論が進行中であると、わたくしは理解しています。この課題に対するわが国の経験をお伝えしたいと思います。

1992年と1994年に、スウェーデン国内における重大な子どもポルノ事件が摘発されました。これらの事件は、子どもへの性的犯罪を記録した描写物の取引は、かなりの部分、世界的なひろがりのあるよく組織された犯罪分野であることを明らかにしました。新聞の見出しや報道によりスウェーデンの国民は、大人の快樂のためだけに、いかに罪のない子どもたちが性的対象物として利用され、虐待さえされていることを知りました。警察が押収した全ての描写物の中には、子どもポルノの製作者に宛て男性顧客の手紙には、「もっとハードなものを」と注文がありました。この場で具体的には申し上げられませんが、注文の内容は、小さな女の子の体に針を差し込み、性的に虐待されているものを意味していると思います。

当時スウェーデンでは、そのような描写物の製造と配布だけが犯罪化され、単純所持は合法でした。個人が子どもの性的虐待描写物を所持する権利を犯罪化するには憲法改正が必要とされることを知り、多くの人々が驚き落胆しました。その後激しい議論と討議が起こり、次のような疑問が投げかけられました。「たとえその中に子どもたちに対する強姦の記録が含まれているとしても、何でも自分のほしいもので本棚を一杯にできるという権利を違法化すれば、言論の自由を制限することになるだろうか」と。単純所持の違法化に反対する声と同様、賛成する大々的な声も聞かれました。スウェーデンは大まかに賛成派と反対派に二分されました。政党も国会の個々の議員も分裂していました。

スウェーデン憲法の改正には国会での二回の採決が必要とされ、二回目は総選挙をはさんで行わなければなりません。二回目の採決の結果は明らかに子どもポルノ関連製造品の単純所持禁止を支持するものでした。これらの法改正手続きを経て、1999年1月1日に、スウェーデンでは単純所持を犯罪化する法令の発効に辿り着きました。

1999年以降の経過を振り返ってみますと、スウェーデンで子どもポルノを処罰化したことがよい効果をもたらしたことに疑いはありません。加害者に法的裁きを下すことを含め、この法令は警察の捜査を容易にしました。さらに重要なことは、この法改正により、警察が犠牲者である子どもたちを特定できる可能性が高まったこ

とです。そして最終的には、スウェーデンの一般国民に対して、わたしたちの最も若い市民の保護と安全が何よりも優先されるべきだという明確なメッセージが発信されることになりました。

こうした肯定的な例をご紹介しましたが、子どもたちに対する保護を強化するためには、さらに的を絞った措置を特定することが危急の課題であると考えます。同時に、子どもの性的搾取に対する需要を減らし、最終的には根絶する必要があります。未成年者との性行為への需要こそが子どもの性的搾取というグローバルな問題の駆動力となっており、それゆえ喫緊に対処すべきことを理解することが重要です。

最後になりましたが、否定したり、目を背けたり、静観するという行為は、子どもの搾取に貢献する行動の一つです。今行動をおこさないことは、子どもを虐待することなのです！

ご清聴ありがとうございました。